

門真市違法屋外広告物追放登録員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定による除却事務を地域住民等に委任するため、門真市違法屋外広告物追放登録員（以下「登録員」という。）の設置その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「違法屋外広告物」とは、法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等であつて、法又は大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号。以下「条例」という。）に違反している屋外広告物をいう。

2 この要綱において「地域団体」とは、自治会、清掃ボランティアグループその他の市民に開かれた地域住民団体をいう。

(推進団体の認定)

第3条 市長は、違法屋外広告物の除却の推進に寄与すると認められる5名以上の団体を門真市違法屋外広告物追放推進団体（以下「推進団体」という。）に認定することができる。

2 推進団体の認定を受けようとする地域団体（以下「申請団体」という。）は、門真市違法屋外広告物追放推進団体申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

3 門真市違法屋外広告物追放推進団体申請書には、違法屋外広告物の除却活動を行う場所の地図その他市長が必要と認める図書（以下「図書等」という。）を添付しなければならない。

4 市長は、第2項による申請があつた場合は、その活動内容等を審査の上、適当と認めるときは、推進団体に認定するとともに、申請団体にその旨を通知するものとする。

5 推進団体の認定期間は2年以内とする。

(登録員の任命)

第4条 市長は、推進団体の構成員のうち、推進団体の長が推薦する者で違法屋外広告物の除却事務を委任することが適当であると認められるものを登録員に任命する

ことができる。

- 2 前項の規定による推薦は、推進団体の長が被推薦者本人の同意を得て、門真市違法屋外広告物追放登録員推薦書（様式第2号）により市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは登録員の任命をするとともに、推進団体にその旨を通知するものとする。
- 4 登録員は、推進団体1団体につき5人程度とする。
- 5 登録員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、推進団体の認定期間を超えることはできない。

（身分証明書等の交付）

第5条 市長は、登録員を任命したときは、門真市違法屋外広告物追放登録員証（様式第3号。以下「登録員証」という。）及び登録員であることを明示した腕章（様式第4号。以下「腕章」という。）を交付するものとする。

（登録員の活動）

第6条 登録員は、法、条例及び市長が別に定める基準に基づき、道路等の公共施設に掲出された違法屋外広告物を除却することができる。

- 2 登録員が前項の規定による除却活動（以下「除却活動」という。）をしようとするときは、推進団体の長は、活動日の10日前までに違法屋外広告物除却作業計画書（様式第5号。以下「計画書」という。）を市長に提出し、市長に承認を得なければならない。
- 3 計画書には、除却活動を行おうとする場所の地図その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、緊急に除却活動をする必要があると推進団体の長が認めたときは、当該推進団体の長は、口頭により市長と協議し、その承認を得なければならない。
- 5 推進団体の長は、登録員による除却活動の終了後、遅滞なく違法屋外広告物除却実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（登録員の遵守事項）

第7条 登録員は、あらかじめ市長が行う法、条例その他の関係法令に関する講習会を受講しなければならない。

- 2 登録員が除却活動を行うときは、法、条例その他の関係法令を遵守するとともに、恣意的な除却をしてはならない。
- 3 登録員は、屋外広告物が違法であるか否かについて疑義が生じたときは、市長に指示を受けなければならない。
- 4 登録員が除却活動をするときは、登録員証を携帯し、かつ腕章を着用しなければならない。
- 5 登録員は、除却活動中に事故等が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(推進団体の認定の更新)

第8条 推進団体は、認定期間終了後引き続き認定を受けようとするときは、認定期間の満了日の1月前までに第3条第2項の申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、その内容に変更がないときは、図書等の添付を省略することができる。

- 2 第3条の規定は、認定の更新について準用する。

(推進団体の認定事項の変更)

第9条 推進団体は、認定を受けた事項を変更しようとするときは、事前に門真市違法屋外広告物追放推進団体変更届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(推進団体の認定の取消し)

第10条 市長は、推進団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、推進団体の認定を取り消すことができる。

- (1) 推進団体から認定の辞退の申出があったとき。
- (2) 第3条第1項の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、推進団体として適当でないと認めたとき。

(登録員の任命の取消し)

第11条 市長は、登録員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録員の任命を取り消すことができる。

- (1) 登録員から退任の申出があったとき。
- (2) 登録員としてふさわしくない行為又は言動があったとき。
- (3) 登録員が長期にわたり除却活動を休止したとき。

(4) 登録員が属する推進団体の認定が取り消されたとき。

(5) 登録員がこの要綱又は市職員の指示に従わなかったとき。

2 登録員は、前項の規定により任命を取り消されたときは、速やかに市長に登録員証及び腕章を返却しなければならない。

(報告の徴収)

第12条 市長は、必要に応じて除却活動の状況について、推進団体に報告を求めることができる。

(細目)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。